

整理番号	61
契約番号	4農振財契第467号
件名	東京都農林総合研究センター圃場土置き場工事
工事場所	東京都立川市富士見町三丁目8番1号 東京都農林総合研究センター(試験圃場)
概要	<p>【工事概要】</p> <p>(1) コンクリート土間による土置き場の設置 (2) コンクリート土間による水洗い場の設置 (3) 砕石搬入</p> <p>(詳細は別紙仕様書のとおり)</p>
工期	契約確定の日の翌日から令和5年3月31日まで
入札方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	<p>①又は②のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者</p> <p>①東京都における令和3・4年度東京都建設工事等競争入札参加有資格者で、いずれかの営業種目に格付けされている者であること(営業種目は問わない。)</p> <p>②当財団又は官公庁等において同様の業務について契約実績を有する者であること。</p>
格付	問わない
現場説明会	行わない
入札予定日時	令和4年11月25日(金) 午前10時00分 ※時間は変更する場合があります。
予定価格	¥5,434,886-(消費税及び地方消費税の額を含む。)
入札予定場所	公益財団法人東京都農林水産振興財団立川庁舎 講堂(東京都立川市富士見町3-8-1)
希望申出期間	令和4年10月26日(水)から令和4年11月2日(水)まで 午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までは除く。)(郵送「可」、但し期間内必着)
希望申出場所	〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1 公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当
希望申出時の提出書類	<p>(1) 希望票〔様式あり〕(必要事項を記入・押印)</p> <p>(2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕(必要事項を記入)</p> <p>(3) ○希望申出要件①に該当する場合は、 東京都の「令和3・4年度東京都建設工事等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「令和3・4年度競争入札参加資格審査結果通知書(工事)」の写し ○希望申出要件②に該当する場合は、 契約実績を証明するものの写し(契約書・請書の写しなど)及び土木工事業に係る建設業の許可証の写し (又は許可証明書)</p> <p>(4) 主任技術者として配置を予定する技術者に係る雇用関係証明書、資格証の写し及び健康保険被保険者証の写し</p> <p>(1)から(4)までの全ての書類を提出してください。</p>
備考	<p>(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとしします。</p> <p>(1) 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年1月14日付61財経庶第922号)第5条第1項に基づく排除措置期間中でないこと。</p> <p>(2) 指名業者の選定については、当財団入札参加業者選定基準によるものとしします。</p> <p>(3) 下請契約を締結する時は、法定福利費を別枠表記した見積書を徴収し、それを踏まえた書面により、適正な額の請負代金での下請契約に努めてください。また、技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めてください。</p> <p>(4) 指名通知は、指名した方のみに対して入札予定日の10日前までに行う予定です。</p> <p>(5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。</p> <p>(6) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加することができません。</p> <p>(7) 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行わないこと。</p>
入札に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0721
仕様内容に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 管理係 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0505

工事仕様書

- 1 工事件名 東京都農林総合研究センター圃場土置き場工事
- 2 工事場所 東京都立川市富士見町三丁目8番1号
東京都農林総合研究センター（試験圃場）
別紙1-1立川庁舎全体図
別紙1-2～3「試験用土置き場」設置位置図を参照のこと
- 3 工事期間 契約確定の日の翌日から 令和5年3月31日まで
- 4 工事概要 (1)指定された位置に、コンクリート土間による土置き場を設置する。
・予定面積:131.24 m²
・土間には立ち上がり擁壁を設置する
仕様及び形状は「別紙2-1圃場土置き場計画」に示す。
(2)指定された位置に、コンクリート土間による水洗い場を設置する。
予定面積:4m²
・洗い場には立水栓を設置し給水出来るようにする。
・洗い場には浸透柵を設ける。
・水道管は既設管より12m引き込む。
仕様及び形状は「別紙2-2圃場洗い場計画」に示す。
(3) (1)(2)建設時に「砕石」を建設地指定場所に搬入する。
砕石: RC40-0 数量:6 m³ *施工は不要である。

工事名	工事項目	工材・寸法	備考
A 仮設	作業区画	カラーコーン等による	
B 土置き場工事	1. 鋤取り掘削 整地 2. 土間工事 ・ 砕石路盤 ・ 配筋 ・ 誘発目地 ・ コンクリート打設 3. 立ち上り擁壁工事 ・ 捨コンクリート	132 m ² RC40-0 t=150 ワイヤーメッシュ Φ5*150 成形伸縮目地材 H=150 t=150 ・ W0.5*H1.0* t 0.15* L 21.0 t=50	残土は場内処理とする モルタル含む 立ち上り擁壁のみ

B 土置き場工事	・擁壁配筋	・ W0.5 * H0.5 * t 0.15 * L 3 t = 50 D13@250 タテヨコ	
C 洗い場工事	1. 鋤取り 2. 土間工事 砕石路盤 配筋 コンクリート打設 3. CB 積 4. 浸透柵工事 5. 給水工事 水栓、水栓柱 配管	掘削厚 t = 200 RC40-0 t = 100 ワイヤーメッシュ Φ5 * 150 t = 120 D120 ラク目地付 L 6 m 改良柵 360 * 360 2段 スチール製グレーチング蓋、 2口万能水栓 耐衝撃性高湿塩化ビニール管	短粒砕石共 既存より分岐 12 m程度
D 砕石搬入	1. 砕石	RC-40-0 6 m ³	現場近辺に搬入

5 適用範囲 この仕様書は、「東京都土木工事標準仕様書」（令和4年版）及び「東京都機械設備工事標準仕様書」（平成29年4月）に基づき、「土木・機械設備工事標準仕様書」に定めのない事項又はこれにより難しい事項を定める。

- 6 特記事項
- (1) 本工事の契約後、速やかに工程表を提出すること。
 - (2) 本工事は、「標準仕様書」に従い施工するものとし、標準仕様書に明記がない場合などは、その都度、監督員と協議するものとする。
 - (3) 本工事において、工区以外の試験圃場に立ち入らないこと。
 - (4) 工事中は、看板を設置するなど工事が行われていることを明示し、第三者災害に十分注意すること。
 - (5) 土間工事における、鋤取り掘削による残土は場内処理とする。
 - (6) 土置き場土間の水勾配は施工時調整する。
 - (7) 本工事の完成後は、完成検査が終了するまで工事中の看板を撤

去しないこと。

(8) 本工事の作業時間は、基本、平日の午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分（車両等圃場退去を含む）までとする。

(9) 本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、又業務の履行にあたり、不明な事項については、その都度双方の協議とする。

7 土砂等を運搬する自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法関係

(1) 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

(2) 下請負人がある場合にあっては、以上のことについて十分指導すること。

8 工事記録 施工前・施工中・施工後の写真を撮影し提出すること。

9 建設副産物に関する適正処理

廃棄物処理については、廃棄物処理法等関係法令に基づき、適正処理すること。また、処分を確認できる書類を提出すること。

10 秘密の保持 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

11 環境により良い自動車の利用について

本契約の履行にあたって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

(1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例 215 号）第 37 条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。

(2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

12 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策

(1) 本契約においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めること。

(2) 契約後に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴い、仕様書の内容に変更

が生じる可能性が発生した場合、受託者からの申し出を踏まえ、受発注者間において、契約金額の変更、履行期限(納入期限)の延長のための協議を行う。
この場合、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき契約内容の変更を行うものとし、契約金額の変更については受発注間での協議を踏まえ適切に対応する。

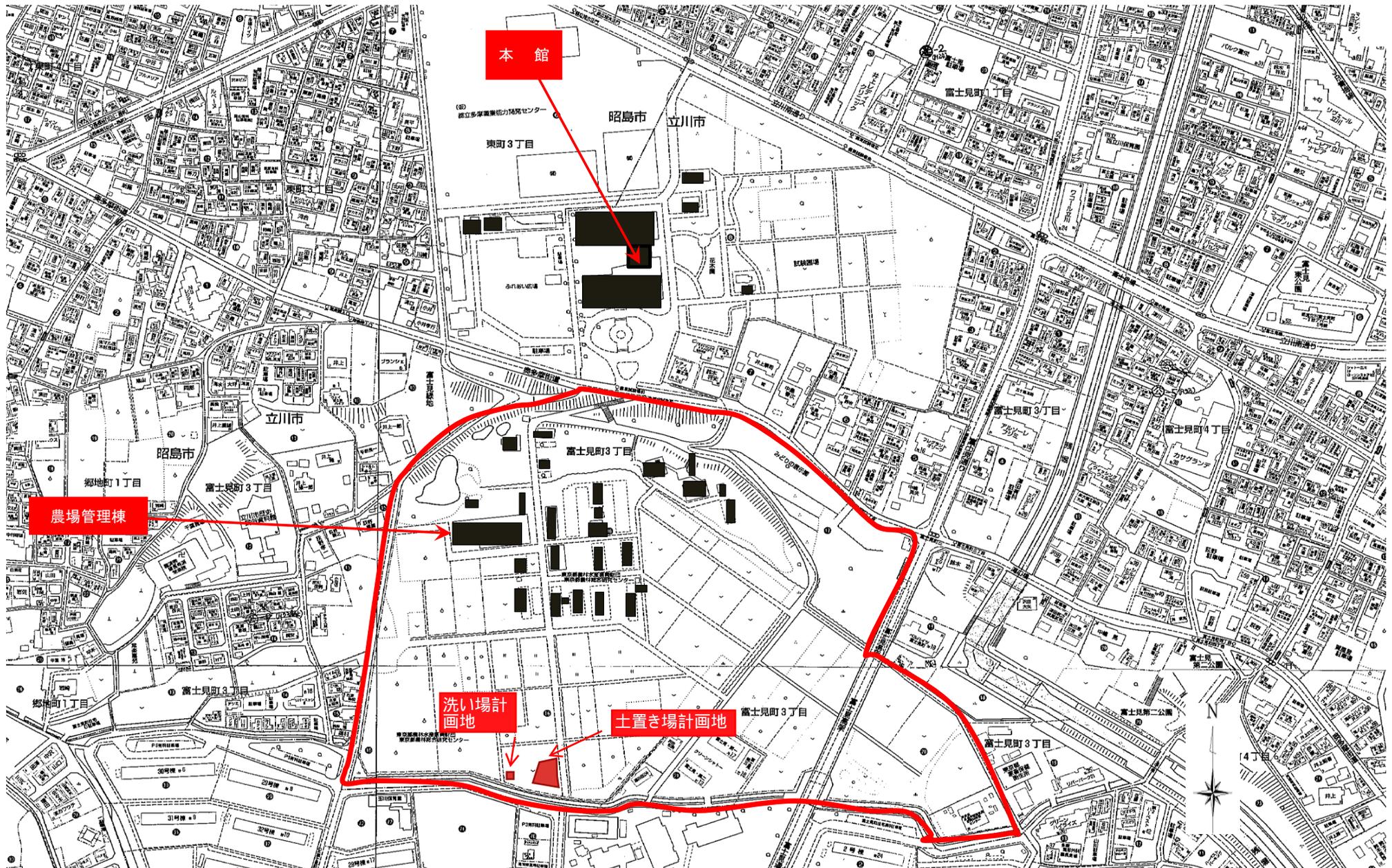
- 13 支払い方法 履行完了後に提出される完了届に基づき検査を行い、合格と認定した後、支払請求書を受領した日から 40 日以内に支払うものとする。
- 14 その他 暴力団排除等の特約条項については、別紙に定めるとおりとする。

連絡先

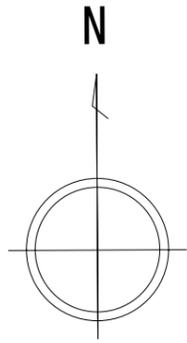
東京都農林水産振興財団 管理課

TEL 042-528-0505

別紙 1 - 1 立川庁舎全体図



別紙1-2「試験用土置き場」設置位置図



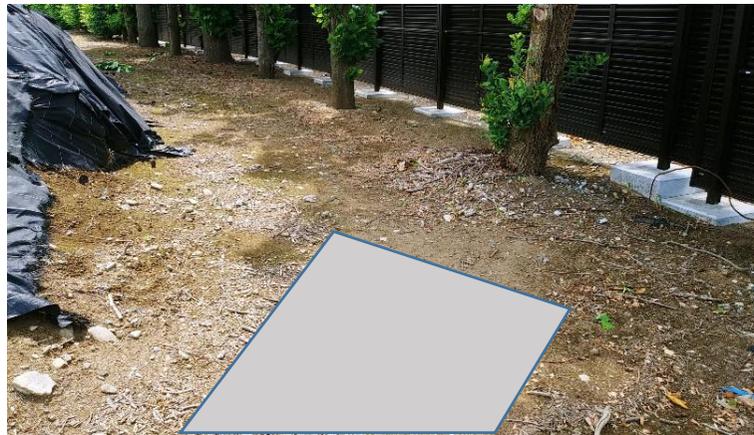
[下圃場]

1 : 1500

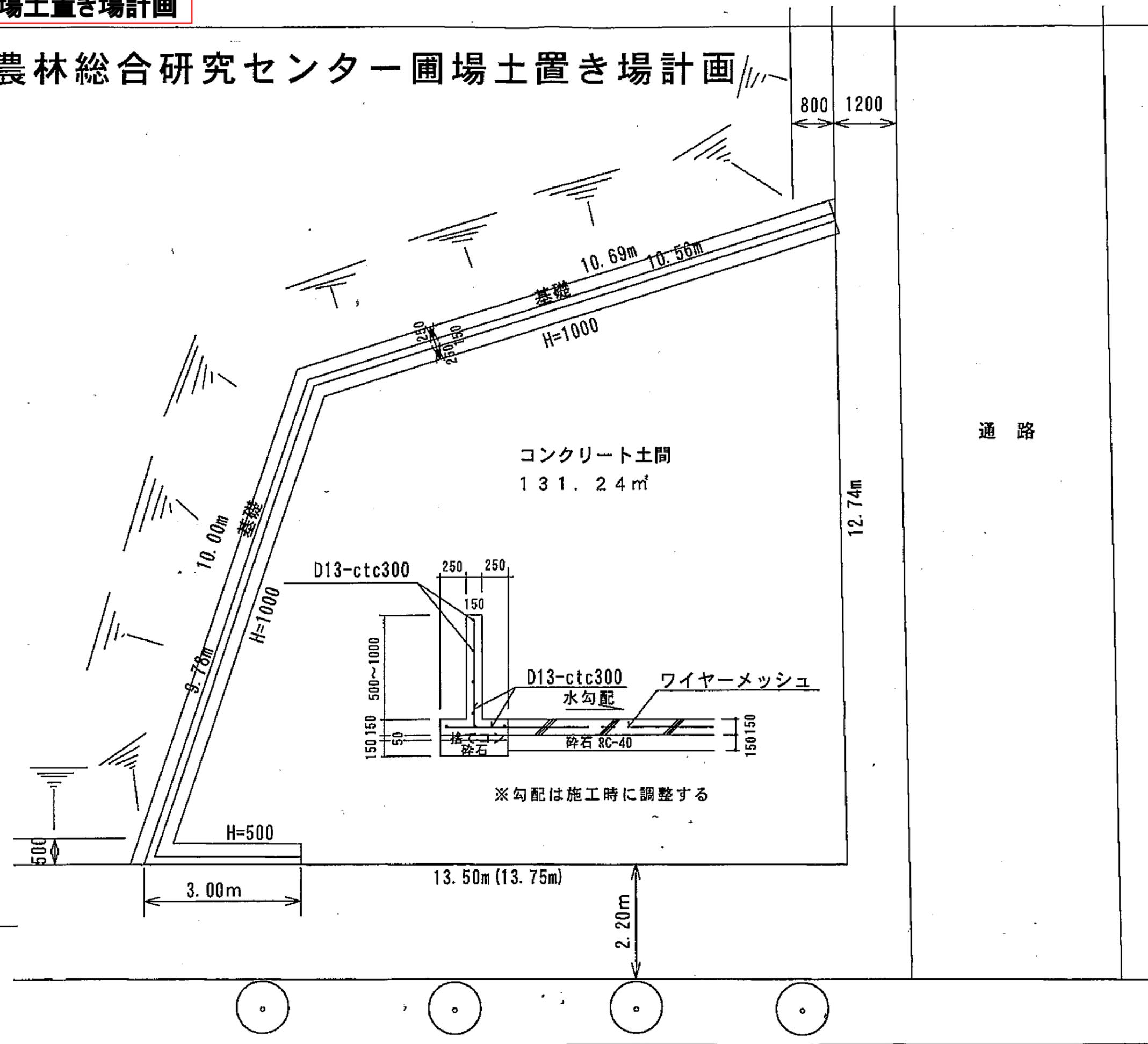
別紙 1 - 3 土置き場予定地（現況写真） * 赤枠設置範囲



別紙 1 - 3 水洗い場予定地 (現況写真) * グレー範囲



東京都農林総合研究センター圃場土置き場計画



別紙2-2 圃場洗い場計画

